

商 品 名 ( 愛 称 )	ミニカードローン 【来店型・WEB完結型】
------------------	--------------------------

ご利用いただける方	(1) 当金庫の会員となれる方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
	(2) 年齢が20歳以上65歳未満で、当金庫の会員となれる方。
	(3) 安定継続した収入を有する方
	(4) 当金庫で職域サポートカードローン、クイックカードローン、サーージュカードローンまたはスーパーカードローンの契約をしていない方。
	(5) 当金庫が適当と判断した方
	WEB完結型をご希望される場合は、上記(1)～(4)のすべてを満たす方で、かつ、次の(5)～(8)に該当する方が対象となります。
	(5) 普通預金の口座(返済用口座)を保有している方。
	(6) 運転免許証またはパスポートを保有している方。
	(7) 当金庫において犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了している方。
	(8) インターネット(スマホ等)にて申込みが可能な方。
	※WEB完結でのお手続きをご希望される場合であっても、当金庫の事務手続き上、来店型でのお手続きへ変更させていただく場合があります。
	※WEB完結は通常の来店型に比べ日数がかかる場合がございます。お急ぎの場合は、来店型にてお申込みください。
	お 使 い み ち
ご 融 資 限 度 額	極度額10万円から100万円まで、10万円単位で10種類。
ご 利 用 期 間	・契約締結の日から1年とし、以降再審査のうえ1年ごとの自動更新となります。 ただし、満70歳以上の更新は行えません。
ご 融 資 利 率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。金利に保証料を含みます。 ・ご融資利率は金融情勢などに応じ変動する場合がございます。
必 要 書 類	・本人確認書類 ・年収確認書類(申込極度額50万円超の場合)
お 利 息 の 計 算 方 法	・毎日の最終残高に基づいて残高別に算出し、付利単位100円とした1年365日とする日割計算で普通預金の決済日に利息額を算出して、普通預金残高から引落とし、または貸越元金に組み入れます。
ご 返 済 方 法	・契約期限内の随時返済とし、普通預金口座(総合口座)に入金された資金が自動的に返済に充当されます。 ・総合口座契約に基づく貸越がある場合は、カードローン契約による貸越金から優先して返済します。
保 証 人 ・ 担 保	不要(一般社団法人しんきん保証基金が保証します。)
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、 電話:089-946-1203)にお申し出ください。 紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室に

	<p>お申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニカードローンは当金庫および他の信用金庫・銀行等提携金融機関のATM(現金自動預入支払機)でご利用できます。</li> <li>・当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。</li> <li>(2)当金庫の地区内において勤労に従事する方。</li> <li>(3)当金庫の地区内において事業所を有する方。</li> </ul> </li> </ul> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資させていただく事が可能な場合もございますので詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>